

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身事故の発生などが多く報告されています。クマによる農作物被害について、令和 6 年度は約 5 億円でしたが、令和 7 年度は東北地方を中心に被害の拡大が報告されています。また、令和 7 年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマ被害対策パッケージが策定され、関係省庁が緊密に連携し実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしております。

これからの時期は、クマが冬眠から覚めて活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。令和 8 年度は 4 月に東北地方でクマ出没警報や注意報が発令されており、より一層の注意が必要です。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマの出没や被害防止に関する情報提供、関係機関が連携した出没時の迅速な対応、誘引物の管理・除去についての注意喚起、がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起等を依頼する通知が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマの出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくようお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールする
- (2) 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマが頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底する
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯する
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討する

4 クマの出没時の対応

- (1) クマに背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとる
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避ける
- (3) 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告する

なお、クマの出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」を参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/attach/pdf/index-18.pdf>

○「クマ類の出没対応マニュアル－改定版－（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身事故の発生などが多く報告されています。クマによる農作物被害について、令和 6 年度は約 5 億円でしたが、令和 7 年度は東北地方を中心に被害の拡大が報告されています。また、令和 7 年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマ被害対策パッケージが策定され、関係省庁が緊密に連携し実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしております。

これからの時期は、クマが冬眠から覚めて活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。令和 8 年度は 4 月に東北地方でクマ出没警報や注意報が発令されており、より一層の注意が必要です。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマの出没や被害防止に関する情報提供、関係機関が連携した出没時の迅速な対応、誘引物の管理・除去についての注意喚起、がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起等を依頼する通知が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマの出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールする
- (2) 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマが頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底する
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯する
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討する

4 クマの出没時の対応

- (1) クマに背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとる
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避ける
- (3) 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告する

なお、クマの出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」を参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/attach/pdf/index-18.pdf>

○「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身事故の発生などが多く報告されています。クマによる農作物被害について、令和 6 年度は約 5 億円でしたが、令和 7 年度は東北地方を中心に被害の拡大が報告されています。また、令和 7 年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマ被害対策パッケージが策定され、関係省庁が緊密に連携し実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしております。

これからの時期は、クマが冬眠から覚めて活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。令和 8 年度は 4 月に東北地方でクマ出没警報や注意報が発令されており、より一層の注意が必要です。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマの出没や被害防止に関する情報提供、関係機関が連携した出没時の迅速な対応、誘引物の管理・除去についての注意喚起、がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起等を依頼する通知が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマの出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールする
- (2) 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマが頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底する
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯する
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討する

4 クマの出没時の対応

- (1) クマに背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとる
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避ける
- (3) 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告する

なお、クマの出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」を参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/attach/pdf/index-18.pdf>

○「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身事故の発生などが多く報告されています。クマによる農作物被害について、令和 6 年度は約 5 億円でしたが、令和 7 年度は東北地方を中心に被害の拡大が報告されています。また、令和 7 年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマ被害対策パッケージが策定され、関係省庁が緊密に連携し実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしております。

これからの時期は、クマが冬眠から覚めて活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。令和 8 年度は 4 月に東北地方でクマ出没警報や注意報が発令されており、より一層の注意が必要です。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマの出没や被害防止に関する情報提供、関係機関が連携した出没時の迅速な対応、誘引物の管理・除去についての注意喚起、がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起等を依頼する通知が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマの出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールする
- (2) 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマが頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底する
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯する
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討する

4 クマの出没時の対応

- (1) クマに背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとる
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避ける
- (3) 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告する

なお、クマの出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」を参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/attach/pdf/index-18.pdf>

○「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身事故の発生などが多く報告されています。クマによる農作物被害について、令和 6 年度は約 5 億円でしたが、令和 7 年度は東北地方を中心に被害の拡大が報告されています。また、令和 7 年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマ被害対策パッケージが策定され、関係省庁が緊密に連携し実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしております。

これからの時期は、クマが冬眠から覚めて活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。令和 8 年度は 4 月に東北地方でクマ出没警報や注意報が発令されており、より一層の注意が必要です。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマの出没や被害防止に関する情報提供、関係機関が連携した出没時の迅速な対応、誘引物の管理・除去についての注意喚起、がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起等を依頼する通知が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマの出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールする
- (2) 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマが頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底する
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯する
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討する

4 クマの出没時の対応

- (1) クマに背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとる
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避ける
- (3) 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告する

なお、クマの出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」を参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/attach/pdf/index-18.pdf>

○「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身事故の発生などが多く報告されています。クマによる農作物被害について、令和 6 年度は約 5 億円でしたが、令和 7 年度は東北地方を中心に被害の拡大が報告されています。また、令和 7 年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマ被害対策パッケージが策定され、関係省庁が緊密に連携し実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしております。

これからの時期は、クマが冬眠から覚めて活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。令和 8 年度は 4 月に東北地方でクマ出没警報や注意報が発令されており、より一層の注意が必要です。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマの出没や被害防止に関する情報提供、関係機関が連携した出没時の迅速な対応、誘引物の管理・除去についての注意喚起、がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起等を依頼する通知が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマの出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールする
- (2) 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマが頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底する
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯する
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討する

4 クマの出没時の対応

- (1) クマに背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとる
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避ける
- (3) 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告する

なお、クマの出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」を参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/attach/pdf/index-18.pdf>

○「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

農業現場におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身事故の発生などが多く報告されています。クマによる農作物被害について、令和 6 年度は約 5 億円でしたが、令和 7 年度は東北地方を中心に被害の拡大が報告されています。また、令和 7 年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、クマ被害対策パッケージが策定され、関係省庁が緊密に連携し実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしております。

これからの時期は、クマが冬眠から覚めて活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。令和 8 年度は 4 月に東北地方でクマ出没警報や注意報が発令されており、より一層の注意が必要です。

こうした中、今般、環境省から別紙のとおり、都道府県に対して、住民等に対するクマの出没や被害防止に関する情報提供、関係機関が連携した出没時の迅速な対応、誘引物の管理・除去についての注意喚起、がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起などについて、住民及び関係機関へ情報提供及び注意喚起等を依頼する通知が発出されたところです。

今後、農業現場においても農繁期を迎えることから、クマの出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、下記事項について環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマに人の存在をアピールする
- (2) 特にクマの行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつける
- (3) クマが頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避ける
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマの潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施する

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマの誘引物とならないよう適切に処理する
- (2) クマの侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意する
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理する

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底する
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯する
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討する

4 クマの出没時の対応

- (1) クマに背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとる
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避ける
- (3) 農作業中にクマの足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告する

なお、クマの出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」を参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/attach/pdf/index-18.pdf>

○「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（環境省）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）